

平成 20 年度（2008 年度）から「消費生活専門相談員」の資格更新手続きが変わります。

「消費生活専門相談員資格認定制度」更新手続き変更点概略

平成 13 年度～平成 19 年度	平成 20 年度から
登録簿等所定の書類の提出	<p>A：以下の①または②に該当する人</p> <p>① 国、地方公共団体または独立行政法人等それに準ずる機関で消費生活相談員として現に勤務している者で、所属長等が勤務実績を証明したとき。</p> <p>② 国、地方公共団体または独立行政法人等それに準ずる機関で直近の 5 年間のうち 250 日以上消費生活相談員として勤務していた者で、所属していた機関の所属長等が勤務実績を証明したとき。</p>
	<p>B：A以外の人</p> <p>資格更新講座を 150 分以上受講すること</p> <p>※資格更新の延期</p> <p>更新年に研修を受けられない場合は、5 年間を限度に資格更新の延期をすることができる（資格更新延期届）</p> <p>更新延期期間中は、認定証の交付は行わない。</p>